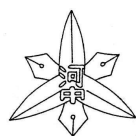


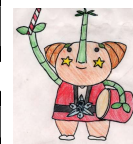
日立市立河原子中学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。そして、いじめを許さない、いじめを見過ごさない学校づくりに努める。



【学校教育目標】 自らを律し 笑顔を大切にする 生徒の育成

【いじめ問題についての学校の目標】 いじめを許さない、いじめを見過ごさない学校づくり



【関係機関との連携】

- 茨城県県北教育事務所
- 日立市教育委員会
- 日立警察署
- 児童相談所
- 日立市子育て支援課
- 日立市社会福祉課
- 教育相談員
- スクールカウンセラー
- 適応指導教室
- こども発達相談センター

【関係組織との連携】

- 父母と先生の会
- 教育後援会
- 学校評議員会

【いじめ防止委員会】

【目的】 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

【組織】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係教職員、*教育相談員、*スクールカウンセラー

【機能】

- ①行動計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③関係機関、専門機関との連携
- ④情報の収集と記録、共有
- ⑤関係生徒からの事実関係の聴取
- ⑥対応方針の決定
- ⑦重大事態発生時の報告、調査、対処
- ⑧当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止の取組の推進

【いじめの定義】 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

【教育活動の重点】

- ◆生徒指導の充実
- ◆人権教育の推進
- ◆道徳教育の充実
- ◆特別活動の充実
- ◆特別支援教育の充実
- ◆体験活動の充実
- ・特別活動推進事業
- ・宿泊学習
- ・修学旅行
- ・職場体験学習 等
- ◆「いじめ問題を考える週間」の充実
- ◆伝統教育の充実
- ・河中エイサーの取組

【生徒の主体的な活動】

- ◆生徒会活動の充実
- ・あいさつ運動の取組
- ・ボランティア活動の取組
- ・いじめ撲滅集会
- ・「いじめ問題を考える週間」の取組
- ◆ピア・サポート活動の充実
- ・友達相談活動の取組
- ・カウンセリング研修

【いじめの未然防止】

いじめは、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

【教職員の取組】

- わかる授業づくり
- 自尊心を高める学校行事、学級活動、道徳指導等の充実
- 情報モラル教育の充実
- 生徒に対しての温かみと誠意のある対応

【生徒の取組】

- 「いじめ問題を考える週間」の取組
- お互いを尊重する環境づくり

【保護者の取組】

- ▲わが子の観察と学校との連携（報告・連絡・相談）
- ▲懇談会等でのいじめ問題についての情報交換

【生徒指導体制】

- ◆いじめ防止委員会
- ◆生徒指導委員会
- ◆生徒指導部員会
- ◆教務会
- ◆職員会議

【教育相談体制】

- ◆定期的な教育相談
- ◆チャンス相談
- ◆相談窓口の周知
- ◆教育相談週間の設定
- ◆教育相談員との連携
- ◆スクールカウンセラーとの連携

【職員研修】

- ◆生徒指導委員会（事例検討会）
- ◆ケース会議
- ◆カウンセリング研修
- ◆グループアプローチの研修（SGE、SST等）
- ◆いじめ対策必携等各種啓発資料の活用

【いじめの早期発見】

早期発見が早期解決につながるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有や保護者との連携から情報を収集する。

【教職員の取組】

- 毎月のアンケート
- 保護者アンケート
- 学級担任・教育相談員による教育相談
- 保護者が相談しやすい雰囲気づくり

【生徒の取組】

- 学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談

【保護者の取組】

- ▲我が子の観察と学校との連携（報告・連絡・相談）
- ▲悩みを親へ相談できる雰囲気づくり

【いじめに対する措置】 問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の安全確保と苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

【教職員の取組】

- 複数の職員による速やかな事実確認ならびに「いじめ防止委員会」の開催と機能の発揮
- 被害生徒・加害生徒の保護者ならびに保護者や関係機関との連携
- 個人情報の適切な管理
- ネットいじめへの対応

【生徒の取組】

- 「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり

【保護者の取組】

- ▲被害生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢
- ▲加害生徒保護者の家庭での事後指導

【重大事態への対処】

- ★重大事態が発生した場合は、直ちに日立市教育委員会に報告し、調査実施の主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）および茨城県のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、「いじめ防止委員会」を中心に、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。調査前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。
- ★学校で調査を行う調査の状況については、必要に応じて被害生徒とその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ★調査結果を日立市教育委員会に報告する。
- ★調査結果を踏まえ、当該重大事態の対処と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。